

# 仕 様 書

## 1 件名

多摩の創業支援拠点におけるチラシのデザイン及び印刷、ポスティングの業務委託

## 2 履行期限

令和3年1月22日

## 3 履行場所

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社）が指定する場所

## 4 委託概要

多摩地域の在住者等に対し、同拠点の開所を周知し、認知度向上及び来所促進を目的としたチラシポスティングを実施する。この実施にあたり、必要な業務を委託する。

## 5 委託内容

受託者は、チラシポスティングの実施に必要な以下の業務を行うものとする。

### (1) 業務内容

業務内容		注意点	備考
ア	ポスティング先の選定	<ul style="list-style-type: none"><li>・立川市、国立市、八王子市、日野市、国分寺市の居宅を対象とする。</li><li>・ポスティングエリアは、各市の居住者が多い地域を優先的に選定する。（なお、10才～30才代の男性・女性が居住している居宅という条件で配布できれば、さらに望ましい。）</li><li>・町名ごとに配布の有無を選定できること。</li><li>・配布回数 2回</li><li>・配布枚数 各回 150,000部以内</li><li>・過去にポスティングに関するクレームを受けた、または「ポスティングお断り」等と注意書きが貼付されている居宅は、配布先から除外すること。</li><li>・本契約の1回目で配布した居宅からポスティングの断りを受けた場合も、配布先から除外する。</li><li>・配布対象の居宅等を常に把握し、委託者の求めにより提示できるよう管理すること。</li></ul>	
イ	チラシ原稿のデザイン、印刷、校正	<ul style="list-style-type: none"><li>・印刷部数 各回 150,000部</li><li>・A4サイズ 両面フルカラー</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ロゴを使用する際は、公</li></ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生コート紙 90kg</li> <li>・配布するチラシのデザインは、各回変更する。</li> <li>・入札決定後、チラシに掲載する具体的な内容は、別途公社から提出する。</li> <li>・キャッチコピーを含め、デザイン案は最低3点提出すること。</li> <li>・視認性が高く印象に残るデザインとすること。</li> <li>・色校正含め3回校正すること。</li> <li>・使用するインキの充足要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (a)のインキを使用すること。ただし、(a)によれない場合は、(b)のインキを使用すること。</li> <li>(a) ノンVOCインキ（石油系溶剤を使用しないインキ）又はリサイクル対応型UVインキ</li> <li>(b) 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ</li> <li>○ インキの化学安全性が確認されていること。</li> </ul> </li> </ul>	<p>社から支給するデータを使用する。なお、使用については、「東京創業ステーションTAMA TOKYO STARTUPHUB STATION-TAMA ロゴデザインガイドライン」を遵守すること。（入札決定後、協議のうえ提供する。）</p>
ウ	ポスティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布枚数 A4サイズ1枚</li> <li>・配布回数 2回とする。 各回別のデザインとする。</li> <li>・天候等、受託者の責によらない事由により履行期限内にポスティングが終了しない可能性が発覚した場合は、公社に事前に相談を行うこと。</li> <li>・各居宅の郵便ポスト等の中に、チラシが適正に投函すること。また、チラシが確実に投函されたことを確認し、ポスティングを完了すること。</li> <li>・配布するチラシは、雨水等に濡れないように、丁寧に扱うこと。</li> <li>・本契約で制作するチラシと同様または類似した内容のチラシ（例：創業支援に関する内容のチラシ）を、同時に配布しないこと。</li> </ul>	

エ	ウを実施するための進行管理、調整等における作業。また、それに関する作業管理全般		
オ	上記に伴う契約等各種手続き・管理等		

(2) 配布地域及び配布予定時期並びに配布回数

配布地域	配布予定時期・配布回数
立川市、国立市、日野市、八王子市	令和2年11月16日～令和2年12月15日 1回
	令和2年12月16日～令和3年1月15日 1回

6 提出物

- (1) 広告媒体での掲出後、速やかにポスティング等がなされたことを証明する書類(配布報告等)
- (2) ポスティングしたチラシのPDFデータ

7 支払い

- (1) 受託者は、全ての業務完了後、すみやかに公社指定の「委託完了届」を公社へ提出し、履行状況の確認を受けること。
- (2) 公社は、受託者の履行状況を確認の上、受託者からの適法な請求書をもとに、受託者に対し、一括して委託料を支払う。

8 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、この仕様書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により、公社と協議し、公社の承諾を得た場合にはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

9 著作権等について

チラシの加工・調整について、受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権(著作権法第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物に関する原作者の権利)を含む)を、デザイン・レイアウト等の納品時に公社に譲渡すること。また、公社及び公社が指定した者に対し著作権人格権を行使しないものとする。

当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。

なお、上記譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれる。

10 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

#### 11 契約事項の遵守・守秘義務

本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

#### 12 契約案件の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

##### ・ 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

##### ・ 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご理解いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

#### 13 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙に定めるところによる。

#### 14 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、その都度、公社と協議の上、定めるものとする。また、この仕様書に疑義が生じた場合も同様とする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

#### 15 担当

公益財団法人東京都中小企業振興公社

事業戦略部 多摩創業支援課 地域連携係

〒190-0014 東京都立川市緑町3-1 GREEN SPRINGS E2 3階 (303)

電話：042-518-9671